

氏名(本籍)	はら だ ひろ じ (長崎県)
学位の種類	博士(学術)
学位記番号	博甲第3562号
学位授与年月日	平成16年9月30日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	図書館情報メディア研究科
学位論文題目	近世長崎諸役人帳類の成立年と阿蘭陀通詞分限の復元研究

主査	筑波大学教授	太田勝也
副査	筑波大学教授	今泉淑夫
副査	筑波大学教授	緑川信之
副査	筑波大学教授	綿抜豊昭
副査	鶴見大学教授	石田千尋

### 論文の内容の要旨

近世の長崎は、「鎖国」下における国内唯一の「異国交易の場」とされ、江戸・京都・大阪など他の封建都市と比較すると極めて特異な存在にあり、近世封建制の特質等を考える上で、注目される都市である。長崎の支配を見ると、幕初より天領とされており、支配の役人として、主に都市部の支配に当たる長崎奉行と主に郡部の支配に当たる長崎代官が置かれていた。都市部の支配についてみると、長崎奉行の支配の下に、他の一般封建都市に見られるのと同様に、町方の支配・運営のための町年寄・町乙名・組頭を骨格とするいわゆる町方役人の組織があったが、この他に外国船の警備や対外貿易の支配・運営等に関わる多数の役職が置かれ、これが長崎奉行所や同代官所および町方役人の組織などと関り合って、極めて複雑な様相を呈していた。この長崎の諸役人についての究明が、近世の長崎および対外関係、さらに近世封建制の特性などについて理解する上での基礎的な課題の一つとして存在している。

この近世の都市長崎の複雑な役人に関する基礎的な史料として、役人の名簿の類が存在する。これらは、諸役人帳とか分限帳などと称される場合が多い。しかし、残存している「諸役人帳類」の詳細を明らかにすることは、極めて手数を要する厄介な課題として敬遠され勝ちで、これについての研究は遅れている。

本研究は、日本近世の都市の中であって、極めて特異な存在であった長崎、そして対外関係に関する研究の史料として注目される長崎の「諸役人帳類」の成立年と長崎諸役人の一つである阿蘭陀通詞の分限の復元を目的とする史料学的研究である。

本研究は、「序章」、「第1部」、「第2部」により構成される。

「序章」では、本課題についての研究史および研究目的・方法等について記されている。

すなわち、本論文の主たるテーマは、阿蘭陀通詞の分限の復元にあることが記されており、阿蘭陀通詞についてのこれ迄の主たる研究を振り返り、従来の研究では、阿蘭陀通詞の分限の復元は、煩雑に過ぎる課題として保留されてきた現状が指摘されている。そして、阿蘭陀通詞の分限の復元のためには、基礎的なこととして、「長崎諸役人帳類」の史料的研究を行い、多数存在する「長崎諸役人帳類」の成立年を明確にする

必要があり、その一つの方法として、唐通事任免の記事を考証することにより、成立年を割り出す方法を用いることなどが記されている。

「第1部」は、「諸役人帳の作成年と阿蘭陀通詞の項の復元」について記されている。

すなわち、①残存する「諸役人帳類」の網羅的な調査を実施した結果、30点を越す「諸役人帳類」の収集を実現したことが記されている。次いで、②収集した30点にのぼる「諸役人帳類」に関して、各1点ずつについて、その成立年の考証を行い、これについての原田氏の見解が示されている。方法論としては、既に研究が進んでいてほぼ全容が明らかになっている唐通事の実態と、変遷はあるが「諸役人帳類」の各1点に見られる10を超える役職とその職に就いている、時には100名を越す唐通事個人々の経歴等の記載を逐一突き合わせることで、その成立年を割り出している。また、この方法により、削除・書込み・貼紙等によって改変されている部分の年代も明白にしているほか、唐通事に関する先学の誤りを指摘し、糺している。すなわち、収集された「諸役人帳類」の中には、それ自体に成立年が書かれているものもあるが、書かれていないものが多くある実情が存在している。また、一度作られた名簿が、その後、削除・書込み・貼紙等によって改変されたものがあり、時代的に何時の名簿か特定出来ないものも存在している。成立年が不明な状態では、これらの史料の利用が極めて不便であるので、まずは史料研究の最も基礎的なこととして、その成立年について考証し、一つの結論を示している。この考証を通して、各諸役人帳の成立年が明らかになったことによって、当該「諸役人帳類」の成立年の長崎の役人の組織、その職に就いていた人物・人数等が具体的に知られる結果がもたらされた。この成果に基づき、③阿蘭陀通詞についての項目の復元を行っている。

「第2部」は、「阿蘭陀通詞分限の復元」について記されている。

まず、阿蘭陀大通詞から阿蘭陀内通詞にいたる阿蘭陀通詞の職階とその変遷を考察している。そして、「第1部」で成立年を明らかにした「長崎諸役人帳類」に加えて、さらに関係記事を持つ他史料の調査・収集を行い、およそ50点にのぼる関係史料に基づいて、先学によって、解明の必要が指摘されていながらも、煩雑すぎるとして手が着けられずに来た阿蘭陀通詞の分限の復元を試みている。すなわち、寛永17年(1640)から慶應元年(1866)に至る226年分の各年度の阿蘭陀大通詞・阿蘭陀小通詞(同助)・阿蘭陀通詞目付・阿蘭陀小通詞並・阿蘭陀小通詞末席についての名簿、つまり阿蘭陀通詞の分限が復元されている。

## 審 査 の 結 果 の 要 旨

本研究の目的は、近世の長崎の「諸役人帳類」を網羅的に調査・収集し、基礎的なこととしてその成立年を明らかにして、史料として利用可能なものとし、長崎の主に対外貿易の場で通弁の役を勤めた阿蘭陀通詞の役職およびそれに就いていた者の名を克明に復元することに置かれている。

近世の長崎は、「鎖国」下で国内唯一の「異国交易の場」とされ、他の封建都市には見られない特異な支配・運営の組織が作られていた。すなわち、一般の都市に見られる町方役人の他に、外国船の警備や対外貿易の支配・運営等に関わる多数の役職が置かれ、これが長崎奉行所や同代官所および町方役人の組織などと関り合って、極めて複雑な組織となっていた。近世の長崎および対外関係などについて、より一層理解を深めるためには、この長崎の諸役人の組織についての究明が必要である。しかし、あまりにも複雑な組織であるために、全容を明らかにすることが甚だ難しい問題となっている。

本研究は、このような課題に正面から取り組むものであり、その意義は大きい。

研究の主たる方法は、(1)「長崎諸役人帳類」およびその他関連記事を有する長崎の地誌・旧記類の網羅的調査・収集と、(2)収集した「諸役人帳類」およびその他長崎の地誌・旧記類の関係記事を用いた実証的検討、および、(3)「諸役人帳類」に見られる唐通事の経歴等の考証の3点に集約されよう。

関係史料の調査・収集については、長期間に亘り丹念に実施されており、極めて達成度の高いものと評価

される。また、関係史料の解釈も妥当である。「長崎諸役人帳類」の成立年の考証は、既に研究がかなりの水準に達している唐通事の任免の事柄と「諸役人帳類」に見られる唐通事各1人の任免等の記事を考証することにより、「長崎諸役人帳類」の成立年を割り出す方法がとられており、適切な方法と判断される。

なお、唐通事だけではなく、長崎町年寄や長崎会所調役以下の諸役人の経歴等についての考証が加われば、なお一層信頼度の高いものとなろう。

「序章」では、本課題についての研究史および目的・方法等について記されている。基本が押さえられており、妥当な記述である。

「第1部」は、「諸役人帳の作成年と阿蘭陀通詞の項の復元」について記されている。

ここでは、まず、長期にわたる網羅的な調査を実施して収集された「諸役人帳類」30点の各1点について、その成立年の考証の過程と結果が記されている。唐通事の職は変遷があるが10職を超え、その職に就いている者は、これも変遷があって一定していないが、幕末になると100名を超過している年も見られる。この1人1人の任免に関わる事柄を逐一考証することにより、当該「諸役人帳類」の成立年が明らかになる。30点の「諸役人帳類」について、この作業を展開している。そして、「長崎諸役人帳類」は、それ自体が持つ記事中に成立年が記されているものもあるが、これが記されていないものが多く存在する。また、作成後に、削除・書込み・貼紙等によって改変されているものもあり、一見しただけでは、何時の時代のことを記した内容のものか、とうてい判断出来ないものが多い。本論文では、これらについて、「長崎諸役人帳類」自体が持つ成立年の記事の有無に関わらず、また、作成後に改変されている事柄についても、逐一考証を徹底させている。唐通事の中には、養子縁組み等によって在職中に改名している者もあり、この1人1人についての考証は、煩雑を極める作業であり、従来この課題に取り組む者がいなかったのは、このような事情も関係している。このような作業を通して、30点の「諸役人帳類」の成立年を明らかにしており、このことは、史料として容易に利用することが困難であった「諸役人帳類」の史料的生命を蘇らせたもので、この利用によって、当該諸役人帳成立年の長崎諸役人の職制と各職に就いている個人の名前・人数等が具体的に判明することになった。そして、次に、この考証を通して、利用可能となった「長崎諸役人帳類」に基づき、阿蘭陀通詞の項目の復元を行っている。本論文における考証の結果は、その努力と共に高く評価される。

なお、収集された「長崎諸役人帳類」は、転写本であり、原本がどのようなものであったのかについて追究する必要が存在する。そのためには、収集された「長崎諸役人帳類」各1点についての書誌的考察を、より充実させることが望まれる。

「第2部」は、本研究の主目的である「阿蘭陀通詞分限の復元」について記されている。

まず、「第1部」で成立年が明らかにされた「長崎諸役人帳類」に基づいて、阿蘭陀大通詞から阿蘭陀内通詞にいたる阿蘭陀通詞の職階とその変遷が考察されている。即ち、阿蘭陀通詞は長崎における貿易取引きの場で、日本側の者とオランダ側の者との通訳を主な仕事とする役であるが、オランダ商館の平戸時代から長崎出島への移転、その後幕末までの変遷について述べられている。阿蘭陀通詞は、大通詞、小通詞、稽古通詞の3職を基本としていたが、諸立合通詞・御用通詞・通詞目付・小通詞助・小通詞並・小通詞末席・稽古通詞助（口稽古）・内通詞小頭等が必要に応じて増設されたこと等が、適切に述べられている。

そして、「第1部」で成立年を明らかにした「長崎諸役人帳類」に加えて、さらに関係記事を持つ他史料の調査・収集を実施して、およそ50点にのぼる関係史料に基づき、先学によって、解明の必要が指摘されていながらも、煩雑すぎるとして手が着けられずに来た阿蘭陀通詞の分限について、寛永17年（1640）から慶應元年（1866）に至る226年分の各年度の阿蘭陀大通詞・阿蘭陀小通詞（同助）・阿蘭陀通詞目付・阿蘭陀小通詞並・阿蘭陀小通詞末席について復元されている。なお、復元された阿蘭陀通詞の分限の内容は、役職の名称とその職に就いている個人名であるが、できれば役料についても明らかにされることが望まれる。

内容は、全体として、多数の史料に裏付けられた実証的な信頼度の高いものと評価される。

本研究では、①「長崎諸役人帳類」の調査・収集を徹底し、そして、②成立年が不詳であったり、削除・書込み・貼紙等によって改変されていて、史料として甚だ利用が困難な状況にあったものを、逐一考証して、その成立年等を明らかにし、史料として利用可能な状態にした。そして、③このことによって、当該長崎諸役人帳の成立年の諸役人の組織、その職に就いていた人物が具体的に知られる結果がもたらされ、特に阿蘭陀通詞の1年毎の分限を克明に復元している。と同時に、④注目される内容を持ちながら、そこに記されている事柄の時代が不明なために、利用ができないで来た他史料が多く存在しているが、例えばその記事中に諸役人の個人名が出て来た場合に、当該記事の年代の推定が可能となり、史料として利用できる状況になる効果をもたらしている。

部分的には、幾分不安定な記述も見られるが、意義の大きい研究目的を掲げ、極めて実証的な方法を講じ、一つの新見解を明らかにしている本論文は、学界に寄与するところが大きい。

よって、著者は博士（学術）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。